

市町村名	笠岡市
担当部署	まちづくり課・都市計画課
連絡先	0865-69-2123
移住サイト 又はHP	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/site/teijyuu/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	新規創業者支援事業	新規創業者の創業による賑わいの創出に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規創業者 過去に事業を営んでいない個人又は法人設立から1年以内、かつ、実際に開業していない法人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者。 ・補助対象経費 新規創業に際して必要な次に掲げる経費 (1) 店舗等の新築、改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	・補助率 都市機能誘導区域内での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 ・補助金交付限度額 100万円
起業	空き店舗等活用事業	新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めたものをいう。 ・補助対象経費 空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費 (1) 店舗の改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	・補助率 都市機能誘導区域内での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 ・補助金交付限度額 100万円
住宅	住宅リフォーム助成金事業	新規事業者等の創業による賑わいの創出及び空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗又は空き家等を新たに購入し、又は賃借して商業等を行おうとする個人又は法人。 ・補助対象経費 空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費 (1) 店舗の改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	助成対象経費の2分の1 ※上限12万円(高齢者のみの世帯・住民税非課税世帯・障がい者手帳所持者がいる世帯のいずれかの場合3万円加算) 【修工事と同時にリフォームを行う場合】 助成対象経費の2分の1 ※上限70万円(居住誘導区域内の場合10万円加算)
住宅	笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	市内の空き家の利活用を促進し、本市への移住者及び定住人口の増加を図るため、市が運営する空き家バンク制度の登録物件の所有者及び登録物件を購入又は賃借した者に対し、助成金を交付する。	助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度
住宅	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境を保全するとともに、不動産市場への流通を促進することにより、本市への定住人口の増加を図るため、老朽空き家の所有者が老朽空き家を解体撤去し、解体撤去後の土地を市が運営する空き地バンク制度へ物件登録する場合に助成金を交付する	助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1) 居住誘導区域内 25万円 (2) その他の区域 15万円
住宅	まちなみづくり支援事業	人口減少及び空き家の増加に伴う中心市街地のスポンジ化に対応し、持続可能な都市形成を促進することを目的とする。 対象エリア:笠岡駅周辺の商業地域かつ居住誘導区域 ①空き家等除却費補助金 対象者:対象区域内において空き家等を除却しようとする除却事業者 主な要件:除却完了の日から起算して2年以内に、利用地において住宅(併用及び兼用住宅を含む。)の建設に着手すること。 ②共同住宅建設費補助金 対象者:対象区域内において認定共同住宅を建設する個人又は法人 主な要件:交付決定のあった年度から起算して翌々年度末までに工事及び登記が完了すること。	①空き家等除却費補助金 補助対象経費:空家等の除却工事費 補助額:除却費の3分の4(上限200万円/戸) ※市外事業者の場合、上限160万円/戸 ②共同住宅建設費補助金 補助対象経費:認定共同住宅の建設工事費 補助額:基本額100万円/戸 加算額:店舗機能加算30万円/戸 コミュニティ機能加算30万円/戸
子育て	保育所等保育料減免制度	幼児教育・保育無償化制度により、3歳以上児(4月1日現在)及び市民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無料。 さらに、保護者の経済的負担を軽減し就労しやすい環境を作るため、市独自で第2子以降の保育料を無償化。	第2子以降 保育料無償化
子育て	副食費免除制度	幼稚園・保育所等の保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準による免除に加え、市独自で第3子以降の副食費を無償化。	第3子以降 副食費無償化
子育て	風しん予防接種償還払い補助金	妊娠を希望する女性とその配偶者等の同居者が風しんの抗体値が不十分である場合、風しん予防接種の補助を行う。	風しんワクチン 6,000円 MR(麻しん風しん混合)ワクチン 10,000円

子育て	不育治療支援事業	不育治療を受ける夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度15万円/回) 一対象者6回(90万円)まで
子育て	不妊治療支援事業	不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助額 10万円/回
子育て	妊婦のための出産時交通費等支援事業	笠岡市外の産科医療機関で分娩する妊婦に対して、分娩にかかる交通費及び宿泊費の一部を助成する。 ・交通費…産科医療機関までの移動に要した費用(往復分) ・宿泊費…出産までの間、待機のために産科医療機関等の近隣の宿泊施設で宿泊した場合の費用(妊婦分のみ対象)	自家用車の場合…(自宅から分娩施設までの距離×20円)×0.8 公共交通機関の場合…実費×0.8 宿泊費…実費額(1泊11,500円上限)から2,000円を控除した額×泊(上限3日)
子育て	妊婦歯科検診事業	妊婦が歯科検診を行うことで、虫歯の早期発見、早期治療を目指す。	妊婦1名に対し1回のみ。 全額市負担※治療費は利用者負担
子育て	妊産婦医療費助成制度	妊娠期にかかる疾病のうち、妊娠貧血、産科出血、切迫流産・早産にかかる治療費を助成する。	治療にかかった費用のうち、医療費(保険診療分)の自己負担額についての助成。 補助率10/10(限度3万円/1回の妊娠)
子育て	産後ケア	産後1年未満の母子で、産後ケアが必要な方に、助産院や医療機関(産科)が実施する宿泊・日帰り・母乳相談などのサービス利用料の一部を助成する。	宿泊型 課税状況により15,000円～20,000円助成 デイサービス // 9,000円～11,000円助成 母乳相談 // 2,000円～4,000円助成 その他多胎児に対する助成もあり
子育て	おたふくかぜ予防接種	おたふくかぜの予防接種を行う場合、助成制度を行う。	一人1回目のみ 2,000円
子育て	kasaokaすくすくログ	スマートフォンやパソコンを使って、妊娠期～乳幼児期にわたる健康管理情報(健診・予防接種など)を入力し、健康状態を把握・管理することが出来るウェブサービス。乳幼児健診等の案内や、月齢に応じた育児に関する情報をタイムリーに知ることができる。	
子育て	はぴナビ	市内のイベントや講座の紹介をインターネットで公開している。メールマガジンの配信も行っている。	
子育て	こども家庭センター「ほっと★はぐ」	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関する相談や家庭の様々な困り事に対する支援を充実させた「こども家庭センター」を笠岡市子育て支援課内に開設。	
子育て	子育てコンシェルジュ	笠岡市の子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育てコンシェルジュ」として配置。様々な子育て、教育に関する相談に対して、その方にあったサービスを紹介する。	
子育て	ぴゅあそーる	発達障がい・障がい児を育てている保護者、子どもの育ちに不安を感じている保護者、不登校の子供を育てている親などを対象に、子どもと遊べる場所を提供している。	
子育て	ファミリーサポート事業	育児を応援してほしい人と応援したい人を結び続けることにより、地域のなかで育児の相互支援を行うお手伝いをしている。 対象児童 生後3か月～小学6年生 利用料:平日日中 600円/時間 上記以外の曜日・時間 800円/時間 軽度の病気の場合 800円/時間	
子育て	児童館	子どもが遊びを通して体力・持久力・想像力・社会性を高め、情操を豊かにし、生きる力をはぐむ事を目的として、児童館を設置している。(運営は委託)	
子育て	放課後児童クラブ	両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちが楽しく健やかに育つために、学校・家庭・地域の協力のもとに、地域ぐるみの活動として実施している。市内 15クラブ	
子育て	子ども医療費公費負担制度	高校生以下の子どもの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する。 ※予防接種・入院時の食事代等は対象外	
その他	アレルギー対応	保育所・こども園・入所・入園前申請要、アレルギー源の除去、代替食有り 幼・小中学校:入学前申請要(途中でも対応可能)、アレルギー源8品目の除去、主食・副菜の代替等	